

6 番 飯 田 動議を提出します。私のほか、5名の賛成議員がおりますので、発議第1号「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」について、緊急を要するものと思われ
れます。直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。

議 長 それでは発議書の提出をお願いします。

(発議書提出)

ただいま6番議員 飯田一君から発議第1号「薬害肝炎救済法の延長を求め
る意見書」についてが提出されました。この動議は所定の賛成者がありますの
で成立しております。事務局より発議第1号を配付します。

(資 料 配 付)

お諮りします。発議第1号「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」につい
てを日程に追加し、直ちに議題とすることについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第1号を追加日程第1とし、議題とすることに決
定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

議 長 追加日程第1「発議第1号「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」につい
て」を議題といたします。

提出者の説明をお願いします。

6 番 飯 田 発議第1号「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」について。平成29年9
月20日提出。提出者、松田町議会議員 飯田一。賛成者、松田町議会議員 利
根川茂、同じく鈴木真徳、同じく小澤啓司、同じく中野博、同じく田代実。

提案理由。陳情第2号「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求
める陳情が採択されたため、提案するものであります。

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書。特定フィブリノゲン製剤及び特定血
液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給
に関する特別措置法（平成20年法律第2号。以下「救済法」という。）が平成
20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行さ
れてからはや10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち、2,278人（厚労省発表平成2
9年4月末時点）が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィ

ブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上（企業推計、ただし、1980年代以降）推定されており、いまだに多くの被害者が救済されないままと
なっている。

厚生労働省は、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カル
テ等の調査が実施されていない医療機関がまだ多く存在する。また、現実にか
ルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、
救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見
込みは立っていない。

救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染
被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考
える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の救済期限については、こ
の法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、
検討が加えられるものとする。」との規定に従って、救済法の請求期限を延長
すべきである。

また、症状悪化の場合の請求期限の撤廃（救済法第7条、同第9条）につい
ても、救済法の対象とすべきである。

よって、国におかれては、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安
心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月20日。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣
殿。神奈川県足柄上郡松田町議会。

以上です。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第1号「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。